

# 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」（以下、「地域協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、東海地方のゼロメートル地帯で計画規模を超える高潮や洪水による大規模且つ広域な浸水被害が発生した場合において、関係機関の連携などによって被害を最小化することを目的とする。

## (事 業)

第3条 地域協議会は、第2条の目的を達成するために次の事項を行う。

1. 関係機関が連携して行動する際の規範となる計画（以下、「危機管理行動計画」という。）の策定
2. 危機管理行動計画の継続的な改善
3. 危機管理行動計画の周知及び広報
4. その他、地域協議会で定めた事項

## (組 織)

第4条

1. 地域協議会は、別紙1に掲げる委員とオブザーバーをもって構成する。
2. 地域協議会は会長を1名置き、中部地方整備局長をもってこれにあてる。
3. 会長は地域協議会を代表し、会務を総括する。
4. 委員及びオブザーバーは、委員の2／3以上の議決をもって追加することができる。
5. 必要に応じて実務担当者からなる作業部会を設置する。
6. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘する。

## (地域協議会の運営)

第5条

1. 地域協議会の運営は、委員の2／3以上の議決による。
2. 地域協議会は、会長が必要と認められたときに会長が招集する。
3. 地域協議会の議長は、会長をこれにあてる。
4. 会長が出席できない場合は、会長が指名する委員が地域協議会の議長を代理する。
5. 地域協議会は、各委員の命により各機関からの代理出席を認める。

(事務局)

第6条

1. 地域協議会の事務局は中部地方整備局に置く。
2. 事務局職員は会長の指示を受け、地域協議会の事務を処理する。

(雑 則)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、委員の2/3以上の議決を得て定める。

附 則 この規約は、平成20年3月13日から施行する。

(一部改定)

平成20年5月30日

平成21年3月27日

平成27年3月23日

令和 2年4月24日

東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会委員		
	組 織	役 職
国の地方支分部局	中部管区警察局	局長
	総務省東海総合通信局	局長
	財務省東海財務局	局長
	厚生労働省東海北陸厚生局	局長
	農林水産省東海農政局	局長
	経済産業省中部経済産業局	局長
	経済産業省中部近畿産業保安監督部	部長
	国土地理院中部地方測量部	部長
	国土交通省中部地方整備局	局長
	国土交通省中部運輸局	局長
	気象庁名古屋地方气象台	台長
	海上保安庁第四管区海上保安本部	本部長
	陸上自衛隊第10師団	師団長
地方自治体	岐阜県	知事
	愛知県	知事
	三重県	知事
	名古屋市	市長
	海津市	市長
	養老町	町長
	津島市	市長
	稲沢市	市長
	愛西市	市長
	弥富市	市長
	あま市	市長
	大治町	町長
	蟹江町	町長
	飛島村	村長
	桑名市	市長
	木曾岬町	町長
朝日町	町長	
川越町	町長	

東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会委員

組 織		役 職
施設管理者・指定公共機関等 ライフライン管理者	日本赤十字社愛知県支部	支部長
	日本放送協会名古屋放送局	局長
	日本銀行名古屋支店	支店長
	中日本高速道路(株)名古屋支社	支社長
	東海旅客鉄道(株)	取締役常務執行役員東海鉄道事業本部長
	近畿日本鉄道(株)	鉄道事業本部執行役員名古屋統括部長
	名古屋鉄道(株)	鉄道事業本部長
	西日本電信電話(株)東海事業本部	災害対策室長
	東邦瓦斯(株)	供給防災部長
	中部電力(株)	総務・広報・地域共生本部部長
	(株)NTTドコモ東海支社	ネットワーク部 災害対策室長
	中部地区エルピーガス連合会	会長
	名古屋港管理組合	管理者
	四日市港管理組合	管理者
	オブザーバー	内閣府政策統括官(防災担当)
岐阜県警察本部		警備第二課長
愛知県警察本部		災害対策課長
三重県警察本部		警備第二課長
東海商工会議所連合会		会長
(一社)中部経済連合会		常務理事